

埼玉三二情報

平成 29 年 3 月 25 日
公益社団法人
埼玉県柔道整復師会
(総務部)

《総務部》 理事会「会議メモ」等報告

①平成 28 年 12 月 16 日 (金) 第 6 回理事会

第 1 号議案 新入会員承認の件について

川越支部：渡部 賢人会員、西部支部：千葉 倫生会員、川越支部：市ノ川桂輔会員 3名が承認可決した。

第 2 号議案 入会金及び会費使用用途に関する規程についての承認について

入会金、会費の使用用途について公益目的事業費の比率に関する規程を平成 28 年 4 月 1 日から施行することで承認可決した。

第 3 号議案 平成 29 年度事業計画並びに予算について

29 年度事業については、川口市通所型介護予防受託事業の廃止を含め事業の見直し等を検討することで継続審議。

②平成 29 年 1 月 20 日 (金) 第 7 回理事会

第 1 号議案 新入会者の入会承認について

川越支部：金井栄二会員 1 名承認可決。

第 2 号議案 平成 29 年度事業計画について

29 年度事業計画については定款第 4 条 (事業) 並びに公益認定申請に基づき作成していくことで承認可決した。継続審議

第 3 号議案 平成 29 年度予算承認の件について

収支 (損益) と予算書と事業別予算内訳書等について原案どおり承認可決した。継続審議

第 4 号議案 70 周年事業実施計画について

実施日並びに積立計画を明確にし平成 31 年度開催していくことで原案通り承認可決した。

③平成 29 年 2 月 17 日 (金) 第 8 回理事会

第 1 号議案 新入会者の入会承認について

浦和支部：鴨川 貴史会員 1 名承認可決。

第 2 号議案 平成 29 年度事業計画について 継続審議

第 3 号議案 平成 29 年度予算について 継続審議

第 4 号議案 選挙管理委員会設置について

選挙管理委員の任期満了に伴い新たな委員会を設置していくことで原案通り承認可決した。

第 5 号議案 特定資産準備積立金について

会館大規模修繕費用を積み立てていくことで原案通り承認可決した。

④平成 29 年 3 月 3 日 (金) 第 9 回理事会

第 1 号議案 平成 29 年度事業計画について

平成 29 年度事業計画について、原案通り承認可決した。

第 2 号議案 平成 29 年度予算について

収支 (損益) と予算書と事業別予算内訳書等について原案どおり承認可決した。

第 3 号議案 定時総会提出議案について

総会提出議案について原案通り承認可決した。

第 4 号議案 役員選挙実施要領について

実施要領については原案通り承認可決した。

第 5 号議案 支部役員について

浦和支部役員の推薦について原案通り承認可決した。

報告事項

①平成 29 年 2 月 5 日 (日) 新入会者 (28 年度入会) 業務講習会を開催した。

②平成 29 年 2 月 25 日 (土) 介護予防機能訓練スキルアップ講習会を開催した

③顧問相談日の変更について 平成 29 年 4 月から第 2 水曜日の月一回の相談日となります。

行事予定

- ・ 29. 5. 21 (日) 埼玉県民健康センター 定時総会開催
- ・ 29. 6. 4 (日) 深谷ビクターホール 第 40 回埼玉柔道大会
- ・ 29. 7. 23 (日) 埼玉県立武道館 中関東柔道大会

- ・ 29. 9. 10 (日) プレステージカントリーゴルフ 日整親善ゴルフ大会・本会主管
- ・ 29. 10. 15 (日) 市民会館おのみや 平成 29 年度保険業務講習会

第 39 回関東学術埼玉大会開催

平成 29 年 3 月 12 日 (日) 午前 9 時 30 分 ソニックシティ大ホールにて町田専務理事、磯田理事の司会により工藤鉄男日整会長の開会の挨拶で本学会が開催された。

特別講演 演題「大峯千日回峰行」 講師 慈眼寺住職 大阿闍梨 塩沼亮潤師

吉野山金峯山寺 千三百年の歴史で一人しか達成したことが無い大峯千日

回峰行を満行されました。標高差 1300m、往復 48km の険しい山道を千日

間歩き続ける。千日回峰行を始めて 495 日目に血尿が出て下痢、高熱、体

は痩せ細って心も体もボロボロの状態の時に心に浮かんだことは高校時代

まで過ごした温かい家庭の潤い、家族の絆だったそうです。仏教の心はす

べて「ありがとう」「すみません」「はい」という三つに集約されるの

だと大阿闍梨師はいう。心も体も極限状態にあったこの時、「ありがと

う」「すみません」「はい」という無為の心が原動力となって一歩、また

一歩ふたたび歩みを進めることができるようになった。慈眼寺の住職として「人生生涯小僧の心」を

追求しており、現在は故郷仙台に開山した慈眼寺の住職を務めている。講演内容でのしめくりは人として

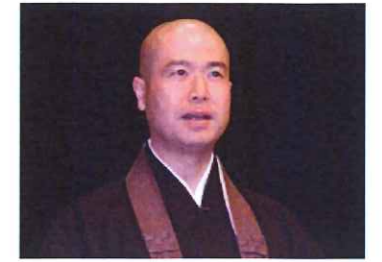
大事なことは、常に相手を思いやる心、慈しみの心がなければならない。それにはまず相手に対して

心から敬意を払うこと。特別な事ばかりが修行ではない。「行を経て行を捨てよ」ということを師匠が

言っていた。この言葉を大事にしている。初めて拝見した塩沼亮潤大阿闍梨師そのお姿は、凛として、

お声は清々しく、限りなく美しくもありました。

午後の部 13:20~研究発表 7 題の研究発表が行なわれた。(学会誌掲載)



◇厚労省が接骨院や整骨院による不正請求が後を絶たず平成 29 年 4 月から対策を強化する。請求内容を審査する全国健康保険協会けんぽ等が担う審査会の権限を強め、請求者に領収証の発行履歴や施術録などの提示を求められるようにし、食い違いが生じた時は地方厚生局の指導や監査につなげる対策の検討を進めている。今後有識者による専門委員会でのこれらの対策を取りまとめ 3 月中に都道府県等に通知し 4 月から運用の予定。

29 年 3 月 21 日 (火) 第 11 回社会保障審議会医療保険部会開催

(柔道整復療養費検討専門委員会配布資料の一部抜粋)

④「部位転がし」等の重点的な審査の実施に向けた審査基準の作成

○柔道整復療養費審査委員会の審査要領について、重点的に審査するものとして、「同一施術所における同一患者の負傷と治癒等を繰り返す施術、いわゆる「部位転がし」の傾向のあるものを加える。

○審査は、以下の審査を組み合わせて行うこととする。

(1) 形式審査：記載内容に関する事項 (支給申請者の記載誤り等)

(2) 内容審査：施術内容に関する事項 (支給申請者の具体的な負傷名、近接部位の考え方等)

(3) 傾向審査・縦覧点検：同一施術所における施術傾向 (多部位・長期・頻回施術の傾向、いわゆる「部位転がし」の傾向、同一施術所における同一患者の通算受療期間の傾向等)

⑤柔整審査会の権限を強化し、不正請求の疑いが強い施術所に資料の提出や説明を求める仕組み

《保険部》

○保険者による返戻事例

- ・ 同一患者において負傷と治癒を繰り返す「部位転がし」の指摘。
- ・ 長期施術・多部位施術における負傷の原因並びに長期理由が同一によるもの。
- ・ 資格喪失後の受診による返戻。
- ・ 患者負担分と領収証が合致するものが提出されないと、適正と判断されないため。

※領収証の交付について

柔道整復師の施術に係る療養費の一部負担金等費用の支払を受けるときは、領収証を無償で交付しなければならない。交付が義務付けられる領収証は、保険分合計及び一部負担金並びに保険外の金額の内訳が分かるものである。